

令和 2 年度和歌山県有床診療所協議会臨時社員総会【会員事務局議事録】

書面開催日：令和 2 年 12 月 11 日

議案書公表日：令和 2 年 1 2 月 4 日

議決書提出期限日：令和 2 年 12 月 11 日

【概 要】

一般社団法人和歌山県有床診療所協議会定款第 22 条の規定に基づき、和歌山県有床診療所協議会臨時社員総会の開催に替え、次の議案についての書面審議を求めた。

各議案についての質疑、意見、不承認の場合はその旨（承認の場合は不要）を別添の

「令和 2 年度和有協臨時社員総会 議決書」に記載のうえ、書面開催日である令和 2 年 12 月 11 日（金曜日）までに会員事務局（外科内科辻医院）宛、FAX（0739-22-0538）にて提出とし、提出無き場合は承認とした。

書面開催の結果、期限内に各議案についての質疑、意見、不承認の議決書提出は認められず、全ての議案は全会一致で可決された。

【議 案】

第 1 号議案 「事務部会」設立の決定について

和歌山県有床診療所協議会定款第 14 条の規定に基づき、「事務部会」設立決定が承認された。

第 2 号議案 「事務部会」設立日について

和歌山県有床診療所協議会定款第 14 条の規定に基づき、「事務部会」設立日は臨時総会の社員議決書提出締切日とすることが承認された。

第 3 号議案 「事務部会」運営規定について

和歌山県有床診療所協議会定款第 14 条の規定に基づき、「事務部会」運営規定の採用が承認された。

第 4 号議案 「事務部会」設立時三役（部長・副部長）について

和歌山県有床診療所協議会定款第 14 条の規定に基づき、以下の「事務部会」設立時三役が承認された。

「事務部会」設立時三役（※敬称略）

部長：石黒昌豊（医療法人博文会 紀の川クリニック 事務長）

副部長：尾崎匡俊（医療法人同仁会 辻整形外科 事務長）

副部長：服部祐介（医療法人 辻秀輝整形外科 事務長）

第 5 号議案 「事務部会」設立時三役の任期について

和歌山県有床診療所協議会定款第 14 条の規定に基づき、設立時「三役」の任期は令和 5 年度の総会迄とすることが承認された。

第 6 号議案 「事務部会」事務局の設置について

和歌山県有床診療所協議会定款第 14 条の規定に基づき、事務部会事務局は事務部会部長の所属する有床診療所とすることが承認された。

和歌山県有床診療所協議会「事務部会」

運営規程

第一条 目的

和歌山県有床診療所協議会（以下、「協議会」という）に属する会員施設の事務担当者の交流を基とし、研鑽や情報交換の場として協議会内に事務部会を設立する。

第二条 事業

事務部会は前項の目的を達するため以下の事業等を行うものとする。

① 情報交換会や研修会の開催

- 診療（介護）報酬改定関係
- 時下の医療を取巻く諸事案関係
- 労務関係
- その他

② 医療物品や関係品目の調達など

③ その他

第三条 事務部会員

事務部会員は、協議会に属する会員施設の事務担当者もしくはそれに準ずる者とする。
また各施設より推薦された者を登録し事務部会名簿を作成する。

第四条 事務部会三役

事務部会役員として部長 1 名および副部長 2 名を任命し所掌を行い、また必要に応じ増員もしくは減員する。事務部会三役は理事会承認のもと任命され、任期は 2 年とし再任は拒まないものとする。

第五条 部会連絡所

事務部会連絡所は事務部会部長に任命された者が所属する診療所とし、理事会承認のもと所要の連絡等の所掌を行うものとする。

第六条 運営費

会費等の徴収は行わず、開催費は実費精算とする。

第七条 附則

事務部会設立当初の三役の任期は第四条にかかわらず、令和 5 年度の事業年度終了後（2023.3.31 以降）、最初に開催される理事会日までとする。

2 事務部会の設立準備担当者および連絡所は下記の通りとし、三役の正式承認後は第四条及び第五条によるものとする。なお準備担当者は設立時三役とし理事会にて承認され、前項によるものとする。

①【部会準備担当者】

- ・石黒昌豊（医療法人博文会 紀の川クリニック）
- ・尾崎匡俊（医療法人同仁会 辻整形外科）
- ・服部祐介（医療法人 辻秀輝整形外科）

②【連絡所】医療法人博文会 紀の川クリニック

- ・電話番号 : 0736-62-0717
- ・F A X : 0736-62-2831
- ・E-mail : kinokawa-jim@hakubunkai.com
- ・担当者 : 石黒昌豊